

大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱(以下「要綱」という。)
第27条の規定に基づき、要綱において別に定めることとされている事項及び要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(助成対象事業を現に行うために賃借した事業所等に係る面積の算出)

第2条 要綱第6条に規定する助成対象事業を現に行うために賃借した事業所等に係る面積の積算方法については、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定によるものとする。

(交付申請に係る提出書類)

第3条 要綱第7条第1項に規定する交付申請に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本社機能立地促進助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 会社概要書(様式第3号)
- (4) 定款の写し
- (5) 法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(発行後3か月以内のもの)
- (6) 前3期分の法人税申告書(申告済であることが確認できるもの)及び決算書の写し
- (7) 事業継続誓約書(様式第4号)
- (8) 誓約書(様式第5号)
- (9) 助成対象経費の発生を確認できる書類(契約書の仕様が分かる資料等)
- (10) その他市長が必要とする書類

2 要綱第7条第3項に規定する交付申請に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本社機能立地促進助成金交付申請書(2年度目以降)(様式第6号)
- (2) 事業計画書(2年度目以降)(様式第7号)
- (3) 前項第3号から第10号に規定する提出書類

3 第1項及び第2項に規定する書類の提出について、やむを得ない事情があると認められるときは、別に定める期日までに提出することができる。

(事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出に係る提出書類)

第4条 要綱第7条の2に規定する事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出書(様式第8号)
- (2) 申出の概要を確認できる書類(契約書の仕様が分かる資料等)
- (3) その他市長が必要とする書類

(事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出の受理に係る通知書)

第5条 要綱第7条の3に規定する通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出を受理するとき 事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出受理通知書(様式第9号)

- (2) 申出を受理しないとき 事業計画にかかる貸貸借契約予定概要の申出不受理通知書（様式第 10 号）

（交付決定に係る通知書）

第 6 条 要綱第 8 条に規定する通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付申請を承認するとき 交付決定通知書（様式第 11 号）
(2) 交付申請を承認しないとき 不交付決定通知書（様式第 12 号）

（交付申請取下げに係る提出書類）

第 7 条 要綱第 9 条に規定する交付申請の取下げに係る提出書類は、交付申請取下書（様式第 13 号）とする。

（交付申請取下げの受領に係る通知書）

第 8 条 前条に規定する交付申請取下書の受領に係る通知は、交付申請取下書受領通知書（様式第 14 号）とする。

（助成対象事業の開始に係る提出書類）

第 9 条 要綱第 10 条に規定する助成対象事業の開始に係る提出書類は、事業開始届（様式第 15 号）とする。

（実績報告に係る提出書類）

第 10 条 要綱第 11 条に規定する実績報告に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績状況報告書（様式第 16 号）
(2) 貸貸借契約書の写し、助成対象経費（建物賃借料）の支払いを確認できる書類（請求書、領収書）
(3) 交付決定通知書の写し
(4) その他市長が必要とする書類

（助成金額の確定に係る通知書）

第 11 条 要綱第 12 条に規定する通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成金額確定を承認するとき 助成金額確定通知書（様式第 17 号）
(2) 助成金額確定を承認しないとき 助成金額不承認通知書（様式第 18 号）

（助成金の交付請求に係る提出書類）

第 12 条 要綱第 13 条に規定する助成金の交付請求に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求書
(2) 助成金額確定通知書（様式第 17 号）の写し

（事業承継の届出に係る提出書類）

第 13 条 要綱第 15 条第 1 項に規定する事業承継の届出に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業承継届（様式第 19 号）
(2) 事業承継を説明する書類
(3) 事業承継に係る誓約書（様式第 20 号）

- (4) 会社概要書（様式第 3 号）
 - (5) 定款の写し
 - (6) 法人の登記簿又は履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの）
 - (7) 前 3 期分の法人税申告書（申告済であることが確認できるもの）及び決算書の写し
 - (8) その他市長が必要とする書類
- 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する提出書類については、交付決定事業者と事業を承継する者が共同して作成し、提出するものとする。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する提出書類については、交付決定事業者が提出するものとする。
- 4 第 1 項第 4 号から第 7 号に規定する提出書類については、事業を承継する者が提出するものとする。
- 5 事前に提出することが困難な書類については、予定のものをあらかじめ提出し、事業を承継した日から 30 日以内に正式な書類を提出することとする。

（事業承継の届出承認に係る通知書）

第 14 条 要綱第 15 条第 2 項に規定する通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業承継を承認するとき 事業承継承認通知書（様式第 21 号）
- (2) 事業承継を承認しないとき 事業承継不承認通知書（様式第 22 号）

（助成対象事業の変更等に係る提出書類）

第 15 条 要綱第 16 条第 1 項に規定する助成対象事業の変更承認申請に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第 23 号）
- (2) 交付申請時の提出書類のうち、助成対象事業の変更に係るもの
- (3) 助成対象事業の変更内容を説明する書類
- (4) その他市長が必要とする書類

（助成対象事業の変更承認に係る通知書）

第 16 条 要綱第 16 条第 2 項に規定する助成対象事業の変更承認に係る通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成対象事業の変更を承認するとき 変更承認通知書（様式第 24 号）
- (2) 助成対象事業の変更を承認しないとき 変更不承認通知書（様式第 25 号）

（事情変更による交付決定の取消し等に係る通知書）

第 17 条 要綱第 17 条に規定する事情変更による交付決定の取消し等に係る通知は、事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第 26 号）とする。

（助成対象事業の廃止等に係る提出書類）

第 18 条 要綱第 18 条に規定する助成対象事業の廃止等に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業廃止・譲渡届（様式第 27 号）
- (2) 事業廃止・譲渡の理由を説明する書類

（交付決定事業者の責めに帰すべき事由による交付決定の取消し等に係る通知書）

第 19 条 要綱第 19 条第 3 項に規定する通知は、交付決定取消・変更通知書（様式第 28

号) とする。

(提出書類のうち日本語以外で記載された書類の取扱い)

第 20 条 助成対象事業者が市長に提出する書類のうち、日本語以外で記載されたものについては、その日本語訳を添付しなければならない。

附 則

この取扱要領は、令和 4 年 8 月 16 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

(様式第 1 号)

大 阪 市 長 様

交付申請日	
-------	--

主たる事務所の所在地：

会 社 名	:	
代 表 者 役 職	:	
代 表 者 氏 名	:	

大阪市本社機能立地促進助成金交付申請書

大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、大阪市本社機能立地促進助成金の交付について申請します。

この申請内容を審査するにあたって貴市が必要とされる事業計画等に関する報告、書類の提出、現地確認を行うことに協力します。

記

1. 助成対象事業の名称、目的及び内容
事業名称：大阪市本社機能立地促進事業
目的及び内容：大阪市内への本社機能の立地
2. 助成対象事業を行う事業所等の名称
3. 助成金を申請する年度
令和 年度
4. 助成対象経費
5. 助成金見込額
6. 事業開始予定日

(本件連絡先)

担当者氏名		担当者役職	
電話		携帯電話（あれば）	
ファックス		E-mail	

(様式第 2 号)

交付申請日	
会社名	

事業計画書

■助成対象事業を行う事業所等（※）における事業の計画を記載してください。

※新たに大阪市内に設置する事業所等のこと。以下「大阪拠点」という。

1 大阪拠点で事業を開始する予定日

事業開始予定日	
---------	--

2 大阪拠点の概要

名称	(例 「大阪支店」「関西本店」等)		
所在地	〒	-	
	大阪市	区	
賃借予定の面積	m ²	(1 m ² あたりの建物賃借料	円)
賃借料(月額)※	円	※税抜で記載。共益費・管理費等は含めないでください。	

3 大阪拠点の雇用計画

■大阪拠点に属する従業員の人数を記載してください。

(1) 事業開始予定日時点の従業員数

無期雇用者(正社員)		人
無期雇用者の 内訳	転勤者	人
	新規雇用者	人
有期雇用者 (派遣社員、パートタイマー、アルバイトなど)		人
合計		人

(2) 事業開始から4年間の従業員数(予定)

時点	無期雇用者	有期雇用者	合計
事業開始年度末 (年 3 月 31 日 時点)	人	人	人
2 年度目の末日 (年 3 月 31 日 時点)	人	人	人
3 年度目の末日 (年 3 月 31 日 時点)	人	人	人
4 年度目の末日 (年 3 月 31 日 時点)	人	人	人
事業開始から 4 年経過時点 (年 月 日 時点)	人	人	人

(様式第2号)

交付申請日	
会社名	

4 大阪拠点で行う本社機能の業務

■事業開始予定日時点で、大阪拠点で行う業務を記載してください。

(1) 分類 【①～③から該当するものにチェック】

- ☐ ①事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門のいずれかのために使用されるもの
- ☐ ②研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ☐ ③研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

- ・①の場合、業務部門を下から選択

【該当するものにすべてチェック】

調査及び 企画部門	☐ 調査部門	データ収集、分析	事業、製品、商品の企画・立案 や市場調査を行っている部門
	☐ 企画部門	企画・立案	
		店舗、工場等展開	
		市場調査	
	☐ 経営戦略部門	販売戦略、物流戦略	
情報処理部門	☐ システム開発部門	自社システム運営管理	自社の社内業務としてシステム 開発やプログラム作成等を専門 的に行っている部門
	☐ オペレーション部門	自社システムオペレーション	
	☐ プログラミング部門	自社システムプログラミング	
研究開発部門	☐ 開発研究部門	製品開発	基礎研究、応用研究、開発研究 を行っている部門
		製造技術	
	☐ 基礎・応用研究部門	基礎・応用研究	
国際事業部門	☐ 貿易部門	貿易業務	輸出入に伴う貿易業務や海外事 業の統括を行っている部門
	☐ 海外事業部門	海外事業	
情報サービス 事業部門	☐ 情報処理サービス部門	システム開発・提供	ソフトウェア開発、情報処理・ 提供サービス、映画・ビデオ制 作、書籍等の出版等の業務を 行っている部門
		インターネット付随サービス	
	☐ 情報提供サービス部門	宣伝活動	
		商品情報提供サービス	
		映画・ビデオ・レコード制作	
		テレビ・ラジオ番組制作	
		新聞	
		出版	
その他管理業 務部門	☐ 総務部門	総務	総務、経理、人事、その他の管 理業務を行っている部門
		法務	
		秘書	
		監査	
		苦情処理	
	☐ 経理部門	会計経理	
		財務	
	☐ 人事部門	人事管理	
		人事開発	
		労務	
	☐ 広報部門	投資家向け情報（IR）	
		CSR	
	☐ 不動産・施設管理部門	不動産資産管理	
		管財	
☐ その他	コンプライアンス		

(様式第 2 号)

交付申請日	
会社名	

(2) 具体の業務内容

■大阪拠点で行う業務の具体の内容を記載してください。

【本社機能の分類・業務部門】
(上記分類・業務部門の具体的な業務内容)
【本社機能以外の業務部門も併設する場合は、その業務部門及び業務内容を記載（併設しない場合は記載不要）】

(3) 賃借面積の内訳

階	賃借面積	左記の賃借部分にて行う業務 (上記 (2) で記載した分類・業務部門と合わせる)	備 考
記入例 2	50 m ²	事務所 (企画部門、総務部門)	
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
合計	m ²		

(様式第 2 号)

交付申請日	
会社名	

5 会社の本社機能の組織体制

- 会社全体の本社機能の組織体制が、大阪拠点設置によりどう変わるのかが分かるように、
(1) 現在 (2) 大阪拠点設置時 (3) 大阪拠点設置 4 年後 の各時点の体制を記載してください。
それぞれ、業務部門別の従業員数も記載してください。別途組織図の添付も可能です。

(1) 現在 (交付申請日時点) の本社機能組織体制

--

(2) 大阪拠点設置時 (業務開始予定日時点) の本社機能組織体制

- 大阪拠点で行われる業務が、会社全体の本社機能のどの部分を占めるかが分かるように記載してください。

--

(3) 大阪拠点設置から 4 年経過時点の本社機能組織体制 (予定)

- 大阪拠点で行われる業務が、会社全体の本社機能のどの部分を占めるかが分かるように記載してください。

--

6 助成対象経費 (助成対象期間: 事業開始月の翌月から最大24か月間)

本市会計年度	助成対象経費 (※) (1 か月あたり)	助成 割合	助成金額 (千円未満切捨て)	助成対象 月 数	各年度の 助成金額
	①	②	③ (①×②)	④	⑤ (③×④)
年度	円	50%	円	月	円
年度	円	50%	円	月	円
年度	円	50%	円	月	円
計					円

※大阪拠点の建物賃借料 (1 か月 1 m²あたり助成対象経費の上限額は5,000円)

交付申請日	
-------	--

会 社 概 要 書

- ・ 会社全体の情報を記載してください。
- ・ 交付申請日時点の情報を記載してください。

1 会社名	
2 主たる事務所の所在地	〒 ー
6 設立年月日	(業歴 年)
7 資本金	円
8 従業員数	人
9 事業概要	
10 主要な取引先	
11 支店・事業所	
12 業種※	大分類： 中分類： ※日本標準産業分類の大分類・中分類を記載してください。
13 備考	

事業継続誓約書

大阪市本社機能立地促進助成金の制度趣旨に鑑み、別紙「事業計画書」のとおり、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 5 条及び第 11 条の規定を遵守することを誓約します。

なお、本誓約に違反したときは、同第 19 条及び大阪市補助金等交付規則第 18 条の規定による助成金の返還等に応じます。

【大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱（抜粋）】

(事業継続期間)

- 第 5 条 第 8 条第 1 項の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、その事業を開始した日から起算して 4 年の間、助成対象事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。
- 2 前項に定める期間中に市内の別の建物へ移転し、助成対象事業を継続するときは、前 2 条に定める要件をすべて満たしている場合に限り助成対象事業を継続しているものとする。
- 3 第 1 項に定める期間中に助成対象事業を継続できない事由が生じたときは、直ちに市長まで届け出なければならない。

(実績報告)

- 第 11 条 交付決定事業者は、事業開始日の属する本市会計年度の 3 月末日までに、市長に対して実績報告を行わなければならない。事業の開始日の翌年度から第 5 条第 1 項に定める期間においては、当該年度における助成金の交付の有無にかかわらず各年度の 3 月末日までに、市長に対して当該年度に係る実績報告を行わなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、当該助成対象事業の内容等について交付決定事業者に対し、適宜、報告を求めることができる。

(交付決定事業者の責めに帰すべき事由による交付決定の取消し等)

- 第 19 条 市長は、交付決定事業者が次の各号に該当する場合、第 8 条の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれらに基づく市長の処分に違反した場合
- (2) 交付決定事業者が、第 5 条第 1 項に定める期間中において前条の規定に基づき助成対象事業の廃止又は譲渡を届け出た場合
- (3) 交付決定事業者が、申請内容及び助成対象事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合
- (4) その他、第 5 条第 1 項に定める期間、助成対象事業が継続されない場合
- 2 前項各号の規定は、助成対象事業について助成すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項により交付決定を取り消し又は条件を変更したときは、その理由を付して交付決定事業者に通知するものとする。

【大阪市補助金等交付規則（抜粋）】

(決定の取消し)

- 第 17 条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

- 第 18 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第 19 条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。
- 2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者が補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和 39 年大阪市条例第 12 号)第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第 1 項又は第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

年 月 日

所在地

会社名

代表者役職・氏名

(様式第 5 号)

誓 約 書

大阪市本社機能立地促進助成金の申請を行うにあたり、次の内容について誓約します。

- 1 当該申請により助成を受けようとする会社（代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員を含む。以下「当該会社」という。）は、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- 2 当該会社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる活動を行っていないこと
- 3 当該会社は、当該申請にかかる助成対象経費について、国、地方公共団体その他機関からの助成金、補助金その他の給付にかかる交付決定又は交付を受けていないこと
- 4 当該会社は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 4 項から第 11 項までに掲げる営業を営んでいないこと

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、大阪府警に照会することに同意します。

年 月 日

所 在 地

会 社 名

代表者役職・氏名

(様式第 6 号)

大 阪 市 長 様

交付申請日	
-------	--

主たる事務所の所在地：

会 社 名	:	
代 表 者 役 職	:	
代 表 者 氏 名	:	

大阪市本社機能立地促進助成金交付申請書（2 年度目以降）

大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、大阪市本社機能立地促進助成金の交付について申請します。

この申請内容を審査するにあたって貴市が必要とされる事業計画等に関する報告、書類の提出、現地確認を行うことに協力します。

記

1. 助成対象事業の名称、目的及び内容
事業名称：大阪市本社機能立地促進事業
目的及び内容：大阪市内への本社機能の立地
2. 助成対象事業を行う事業所等の名称
3. 助成金を申請する年度
令和 年度
4. 助成対象経費
5. 助成金見込額
6. 事業開始日

(本件連絡先)

担当者氏名		担当者役職	
電話		携帯電話（あれば）	
ファックス		E-mail	

(様式第 7 号)

交付申請日	
会社名	

事業計画書（2 年度目以降）

■助成対象事業を行う事業所等（※）における事業の計画を記載してください。

※新たに大阪市内に設置した事業所等のこと。以下「大阪拠点」という。

1 大阪拠点で事業を開始した日

事業開始日	
-------	--

2 大阪拠点の概要

名称	(例 「大阪支店」「関西本店」等)		
所在地	〒	-	
	大阪市	区	
賃借面積	m ²	(1 m ² あたりの建物賃借料	円)
賃借料 (月額) ※	円	※税抜で記載。共益費・管理費等は含めないでください。	

3 大阪拠点の雇用計画

■大阪拠点に属する従業員の人数を記載してください。

時点	無期雇用者 (正社員)	有期雇用者 (派遣社員、パートタイマー、アルバイトなど)	合計
今回の交付申請日時点 (年 月 日時点)	人	人	人
年度目の末日 (年 月 日時点)	人	人	人
年度目の末日 (年 月 日時点)	人	人	人
年度目の末日 (年 月 日時点)	人	人	人
事業開始から 4 年経過時点 (年 月 日時点)	人	人	人

(様式第7号)

交付申請日	
会社名	

4 大阪拠点で行う本社機能の業務

■今回の交付申請日時点で、大阪拠点で行っている業務を記載してください。

(1) 分類 【①～③から該当するものにチェック】

- ☐ ①事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門のいずれかのために使用されるもの
- ☐ ②研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ☐ ③研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

・①の場合、業務部門を下から選択

【該当するものにすべてチェック】

調査及び 企画部門	☐ 調査部門	データ収集、分析	事業、製品、商品の企画・立案 や市場調査を行っている部門
	☐ 企画部門	企画・立案	
		店舗、工場等展開	
		市場調査	
情報処理部門	☐ 経営戦略部門	販売戦略、物流戦略	自社の社内業務としてシステム 開発やプログラム作成等を専門 的に行っている部門
	☐ システム開発部門	自社システム運営管理	
	☐ オペレーション部門	自社システムオペレーション	
研究開発部門	☐ プログラミング部門	自社システムプログラミング	基礎研究、応用研究、開発研究 を行っている部門
	☐ 開発研究部門	製品開発	
		製造技術	
国際事業部門	☐ 基礎・応用研究部門	基礎・応用研究	輸出入に伴う貿易業務や海外事 業の統括を行っている部門
	☐ 貿易部門	貿易業務	
情報サービス 事業部門	☐ 海外事業部門	海外事業	ソフトウェア開発、情報処理・ 提供サービス、映画・ビデオ制 作、書籍等の出版等の業務を 行っている部門
	☐ 情報処理サービス部門	システム開発・提供	
		インターネット付随サービス	
	☐ 情報提供サービス部門	宣伝活動	
		商品情報提供サービス	
		映画・ビデオ・レコード制作	
		テレビ・ラジオ番組制作	
		新聞	
その他管理業 務部門	☐ 総務部門	出版	総務、経理、人事、その他の管 理業務を行っている部門
		総務	
		法務	
		秘書	
		監査	
	☐ 経理部門	苦情処理	
		会計経理	
		財務	
	☐ 人事部門	人事管理	
		人事開発	
		労務	
	☐ 広報部門	投資家向け情報（IR）	
		CSR	
	☐ 不動産・施設管理部門	不動産資産管理	
		管財	
	☐ その他	コンプライアンス	

(様式第 7 号)

交付申請日	
会社名	

(2) 具体の業務内容

■大阪拠点で行っている業務の具体の内容を記載してください。

【本社機能の分類・業務部門】
(上記分類・業務部門の具体的な業務内容)
【本社機能以外の業務部門も併設する場合は、その業務部門及び業務内容を記載（併設しない場合は記載不要）】

(3) 賃借面積の内訳

階	賃借面積	左記の賃借部分にて行う業務 (上記 (2) で記載した分類・業務部門と合わせる)	備 考
記入例 2	50 m ²	事務所（企画部門、総務部門）	
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
合計	m ²		

(様式第 7 号)

交付申請日	
会社名	

5 会社の本社機能の組織体制

■会社全体の本社機能の組織体制における大阪拠点の役割が分かるように、

(1) 今回の交付申請時点 (2) 大阪拠点設置 4 年後 の各時点の体制を記載してください。
それぞれ、業務部門別の従業員数も記載してください。別途組織図の添付も可能です。

(1) 現在 (今回の交付申請日時点) の本社機能組織体制

--

(2) 大阪拠点設置から 4 年経過時点の本社機能組織体制 (予定)

■大阪拠点で行われる業務が、会社全体の本社機能のどの部分を占めるかが分かるように記載してください。

--

6 助成対象経費 (助成対象期間: 事業開始月の翌月から最大24か月間)

本市会計年度	助成対象経費 (※) (1 か月あたり)	助成 割合	助成金額 (千円未満切捨て)	助成対象 月 数	各年度の 助成金額
	①	②	③ (①×②)	④	⑤ (③×④)
年度	円	50%	円	月	円
年度	円	50%	円	月	円
年度	円	50%	円	月	円
計					円

※大阪拠点の建物賃借料 (1 か月 1 m²あたり助成対象経費の上限額は5,000円)

(様式第 8 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出書

大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 7 条の 2 の規定に基づき、事業計画にかかる賃貸借契約予定概要を申し出ます。

この申出にあたっては、大阪市担当者と面談のうえ申出内容を説明いたします。

記

1 申出にかかる事項

- 私は、大阪市内に新たに事業所等（以下、「大阪拠点」という。）を設置する事業計画を有します。
- 事業計画にかかる賃貸借契約の予定概要は次の通りです。

所在地	〒 大阪市 区
賃借予定の面積	m ² （1 m ² あたりの賃借料 円）
賃借料（月額）	円（税抜で記載。共益費・管理費等は含めない）

- 本申出及び事前相談時点において、大阪拠点にかかる賃貸借契約を未締結です。
- 大阪拠点にかかる賃貸借契約を、大阪拠点で事業を開始する予定日の翌月の属する年度の前年度の 2 月末日までに締結する特別の事情があります。
 - 大阪拠点で事業を開始する予定日（ 年 月 日）
 - 特別の事情の内容
()

(本件連絡先)

担当者氏名		担当者役職	
電話		E-mail	

(様式第 9 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出受理通知書

年 月 日付けで提出されました事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出書について、次のとおり受理しましたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 7 条の 3 第 1 項の規定により通知します。

記

1 申出にかかる面談日

年 月 日

2 備考

- ・ この通知書をもって、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 7 条第 1 項ただし書に基づく交付申請を行うことができます。
- ・ 大阪市本社機能立地促進助成金の交付を受けようとする場合、改めて、別に定める「大阪市本社機能立地促進助成金募集要項」に記載の募集期間内かつ事業開始前に、交付申請を行う必要があります。申請にかかる審査は別途行い、交付または不交付を決定します。
- ・ 申出内容を変更する場合、改めて申出を行ってください。交付申請時点における事業計画にかかる賃貸借契約概要等が、受理時点における申出内容と異なる場合、要綱第 7 条第 1 項ただし書が適用されないことがあります。

(様式第 10 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出不受理通知書

年 月 日付けで提出されました事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出書について、次の理由により受理しないこととしたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 7 条の 3 第 2 項の規定により通知します。

(不受理の理由)

(様式第 11 号)

大阪市指令経立第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました大阪市本社機能立地促進助成金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 助成金の交付額 金 円

2 助成金の交付の条件

- (1) 申請した事業計画や雇用計画等に従い、事業を遅滞なく遂行すること
- (2) 事業計画等の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けること
- (3) 助成対象事業を廃止、又は譲渡をする場合には、市長の承認を受けること
- (4) 助成対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること
- (5) 市長が助成金に係る予算の執行の適正を期するため、交付決定通知を受けた者に対して報告を求め、又はその職員に当該交付決定通知を受けた者の事業所等に立ち入り、書類・帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること
- (6) 助成対象事業を開始したときは、別に定めるとおり事業開始の届出を行うこと
- (7) 法令等及び要綱の定め並びに事業計画や雇用計画の内容及びこれに付した条件その他法令等及び要綱に基づく市長の処分に従い、その他、要綱の規定及び助成金の交付等に関して行われる指示を遵守すること

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第 12 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました大阪市本社機能立地促進助成金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第 13 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

大阪市本社機能立地促進助成金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて通知がありました標記助成金の交付決定について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第9条の規定により申請を取下げます。

記

1 助成金交付決定通知を受け取った日

年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 14 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金交付申請取下書受領通知書

年 月 日付けで提出されました助成金交付申請取下書について、次のとおり受領しましたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 助成金交付決定通知を受け取った日

年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 15 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

大阪市本社機能立地促進助成金事業開始届

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて助成金の交付決定を受けた助成対象事業について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり事業開始届を提出します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 助成対象事業を行う事業所等の所在地

3 事業開始日 年 月 日

(様式第 16 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

大阪市本社機能立地促進助成金事業実績状況報告書

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて助成金の交付決定を受けた助成対象事業について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等（以下「大阪拠点」という）の名称

2 報告年度中に助成金の交付の決定を受けた金額 金 円

3 上記 2 に対する実績額 金 円

4 助成対象事業における雇用計画の進捗状況実績

(1) 報告年度中に、大阪拠点において新たに雇用した人数

無期雇用者※1 人

有期雇用者※2 人

※1 正社員

※2 派遣社員、パートタイマー、アルバイトなど

(2) 報告年度中の大阪拠点における従業員数

雇用形態	4月1日時点※	3月31日時点
無期雇用者	人	人
有期雇用者	人	人
合計	人	人

※事業開始年度の報告時は、「大阪拠点で事業を開始した日時点」で記載すること

【本報告年度において従業員数が減員した場合、その理由を記載してください】

(様式第 17 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて交付決定しました標記助成金について、下記のとおり額を決定しましたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 助成金の確定金額 金 円

(様式第 18 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金額不承認通知書

年 月 日付けで実績報告がありました標記助成金について、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

(不承認の理由)

(様式第 19 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

大阪市本社機能立地促進助成金事業承継届

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて助成金の交付決定を受け
ました助成対象事業について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 15 条第 1 項の規
定により、次のとおり事業承継届を提出します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 事業承継日 年 月 日

3 事業承継の理由

4 事業を承継する者

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

(本件連絡先)

担当者氏名及び役職：

電話：

ファックス：

E-mail：

事業承継に係る誓約書

大阪市本社機能立地促進助成金事業承継届の提出を行うにあたり、次の内容について誓約します。

- 1 助成対象事業を交付決定事業者から承継する者（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。以下「事業を承継する者」という。）は、交付決定事業者が有する助成金に関する一切の権利義務を承継すること
- 2 事業を承継する者は、交付決定事業者が実施していた大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 3 条に規定する助成対象事業を承継し実施すること
- 3 事業を承継する者は、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- 4 事業を承継する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる活動を行っていないこと
- 5 事業を承継する者は、助成対象事業にかかる助成対象経費について、国、地方公共団体その他機関からの助成金、補助金その他の給付にかかる交付決定又は交付を受けていないこと
- 6 事業を承継する者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 4 項から第 11 項までに掲げる営業を営んでいないこと

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、大阪府警に照会することに同意します。

年 月 日

[交付決定事業者]

所 在 地

会 社 名

代表者役職・氏名

[事業を承継する者]

所 在 地

会 社 名

代表者役職・氏名

(様式第 21 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金事業承継承認通知書

年 月 日付けで届出がありました事業承継について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり承認することとしたので通知します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 事業を承継する者
主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

詳細は、事業承継届に記載のとおり

(様式第 22 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金事業承継不承認通知書

年 月 日付けで届出がありました事業承継について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり承認しないこととしたので通知します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 承認しない理由

(様式第 23 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

大阪市本社機能立地促進助成金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて交付決定を受けました
助成対象事業について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 16 条第 1 項の規定によ
り、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

(様式第 24 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認の申請がありました変更内容について、次のとおり承認することとしたので、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 承認する変更内容
変更承認申請書に記載のとおり

(様式第 25 号)

大 経 立 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認の申請がありました変更内容について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき審査した結果、申請された変更内容を承認しないこととしたので通知します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 承認しない理由

(様式第 26 号)

大阪市指令経立第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて交付決定しました標記
助成金について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり
取消・変更したので通知します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由

(様式第 27 号)

年 月 日

大 阪 市 長 様

主たる事務所の所在地

会 社 名

代表者役職・氏名

大阪市本社機能立地促進助成金事業廃止・譲渡届

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて助成金の交付決定を受けました助成対象事業について、大阪市本社機能立地促進助成金交付要綱第 18 条の規定により、次のとおり（廃止・譲渡）届を提出します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 助成対象事業を（廃止・譲渡）する日 年 月 日

3 （廃止・譲渡）する理由

(様式第 28 号)

大阪市指令経立第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長 名

大阪市本社機能立地促進助成金交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令経立第 号にて交付決定しました標記
助成金について、次のとおり交付決定を取消・変更したので、大阪市本社機能立地促進助成
金交付要綱第 19 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 助成対象事業を行う事業所等の名称

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由